

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙銃発第19号
平成7年5月19日
警察庁生活安全局長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律について

みだしのことについては、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行について」(平成7年5月19日付け警察庁乙生発第10号、乙刑発第15号、乙備発第10号)により通達されたところであるが、その内容については、当該通達によるほか、別添のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、今回の改正による罰則等の改正点を別紙のとおり整理したので、執務の参考とされたい。

第1 けん銃等の発射に関する規制の強化等

1 発射罪の新設（改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第3条の13及び第31条関係）

(1) 趣旨

平成4年以降けん銃等による発射事件が増加するとともに、企業幹部を対象とした襲撃事件、無差別連続けん銃発砲事件、報道機関に対する発砲事件等が発生し、けん銃等の発射が国民の生活の安全に大きな不安感をもたらしている。

これまで、けん銃等を適合実包等と共に携帯等している者については、けん銃使用の危険性、悪性を評価し、平成5年の銃砲刀剣類所持等取締法改正により、不法所持罪の加重類型を設けたところであるが、発射行為そのものについては銃砲刀剣類所持等取締法上処罰の対象とされてこなかった。

しかしながら、最近の銃器情勢の悪化、特にけん銃発射による、国民の不安感の増大にかんがみれば、このような発射行為そのものを禁止し、これを抑止する必要がある。

そこで、公共の静穏を脅かす罪としての発射罪を新設することとした。

(2) 内容

けん銃等（けん銃、小銃、機関銃又は砲をいう。以下同じ。）を不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは乗物に向かって又はこれらの場所（射撃場であつて総理府令で定めるものを除く。）若しくは乗物において発射した場合に、無期又は3年以上の有期懲役に処することとした。

なお、総理府令で定める射撃場（総理府令については、別途通達する。）においてけん銃等を発射する場合及び法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者がその職務の遂行に当たって当該けん銃等を発射する場合は、発射罪は成立しない。

(3) 「発射」の意義

「発射」とは、金属性弾丸等を人畜を殺傷するに足りる威力で射出することをいう。したがって、弾丸を射出したとしても傷害を加えるに足りる威力がなかった場合や空包のみを撃つことは、発射には含まれない。

(4) 「不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは乗物」の意義

発射罪は、誰もが危害を受けるかもしれないという危険性と誰もにその不安感を感じさせる行為を処罰する危険犯、すなわち、公共の静穏に対する抽象的危険犯であり、発射行為によって公共の静穏が脅かされるおそれがある場所又は乗物（以下「場所等」という。）を類型化、一般化して規定したのが「不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは乗物」である。

「不特定かつ多数」ではなく、「不特定若しくは多数」と規定しているのは、特定の者の用に供される場所等であっても、そこを利用する者が多数に及ぶため、その多数の者のうち誰が被害に巻き込まれるかもしれず、誰もが不安を感じる点で「不特定の者の用に供される場所又は乗物」と同一視できるからである。

「不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは乗物」に該当するかどうかは、個々具体的な事案ごとに判断せざるを得ないが、一般的には次のような場所等が「不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは乗物」に該当すると解される。

ア 「不特定の者の用に供される場所又は乗物」とは、例示されている道路、駅、乗合自動車等のほか、例えば、映画館、スーパー、ぱちんこ店、ホテルのロビーなど誰でも自由に利用することができる場所等をいう。

ただし、これらの場所等であっても、一般人の立入りが不可能な状態にある場所等や特定の者の用に供されている場所等については、発射罪の性格から、その適用対象から除かれると考えられる。

イ 「多数の者の用に供される場所又は乗物」とは、不特定の者の用に供される場所等と同一視できる場所等をいい、例えば、結婚披露宴が行われているホテルの宴会場などがこれに当たる。

(5) 発射の禁止の除外事由

ア 「射撃場であつて総理府令で定めるもの」においてけん銃等を発射する場合

「射撃場であつて総理府令で定めるもの（以下この通達において「特定射撃場」という。なお、総理府令については、別途通達する。）」については、けん銃等の発射が予定された場所であることから、当該場所においてけん銃等を発射しても、発射の禁止により保護しようとする公共の静穏が脅かされるおそれはないと考えられるため、けん銃等の発射が禁止される場所から除外することとした。

なお、特定射撃場に向かつてけん銃等を発射した場合及び特定射撃場以外の射撃場においてけん銃等を発射した場合には、当該射撃場が不特定又は多数の者の用に供される場所であるならば、発射罪は成立する。

イ 「法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者がその職務の遂行に当たつて当該けん銃等を発射する」場合

「法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者」は、不特定又は多数の者の用に供される場所等に向かつて又はこれらの場所等においてけん銃等を発射することが法令に基づく職務の遂行上予定されていることから、これを禁止の対象から除外することとした。

よって、警察官等がこれらの場所等でけん銃等を発射した場合でも、警察官等が当該職務を遂行するに当たつてけん銃等を発射したときは、結果的に警察官職務執行法第7条の要件に合致しない場合でも、発射罪は成立しない。

なお、法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者が射撃訓練のため、特定射撃場以外の場所においてけん銃等を発射することも考えられるが（例えば、海上等）、この場合には、射撃訓練における発射も職務の遂行に当たつて発射することに該当するから、第3条の13ただし書により除外される。

(6) 発射罪と他罪との罪数関係

ア 発射罪と無許可消費罪（火薬類取締法（以下「火取法」という。）第25条違反）との関係

無許可消費罪は、火薬類を無許可で爆発又は燃焼させることが災害発生の危険を生じるおそれがあるため、これを禁止し、その違反行為を処罰するものである。

これに対し、発射罪は、一定の場所における発射行為が公共の静穏を脅かすため、これを禁止し、その違反行為を処罰するものである。

このように、両罪はその規制の趣旨、目的を異にすることから、一つの行為により両罪を犯したときは、両罪は観念的競合の関係に立つと考えられる。

イ 発射罪と発射制限違反（法第10条第2項違反）との関係

発射制限は、銃砲所持の許可制度を前提としてその使用範囲を限定するための取締規定であり、これを担保するため、違反行為を処罰するものである。

これに対し、発射罪は、一定の場所における発射行為が公共の静穏を脅かすため、これを禁止し、その違反行為を処罰するものである。

このように、両罪はその規制の趣旨、目的を異にし、一つの行為により両罪を犯したときは、両罪は観念的競合の関係に立つと考えられる。

ウ 発射罪と殺人罪、銃砲による傷害罪（暴力行為等処罰ニ関スル法律）との関係

殺人罪、銃砲による傷害罪（暴力行為等処罰ニ関スル法律第1条ノ2）は、特定の者の生命、身体等の個人的な法益を保護するものである。

これに対し、発射罪は、社会的法益である公共の静穏を脅かす形態の発射行為を禁止し、その違反行為を処罰するものである。

このように、両罪はその規制の趣旨、目的を異にし、一つの行為により両罪を犯したときは、両罪は観念的競合の関係に立つと考えられる。

2 けん銃実包の所持、輸入、譲渡し及び譲受けの禁止（法第3条の3、第3条の6、第3条の9、第3条の12並びに第31条の7から第31条の9まで及び第31条の18関係）

(1) 趣旨

現在、実包については、火取法上、火薬類の一種として一定の規制がなされているが、これは産業規制として災害防止の観点からなされているにすぎず、また、その違反行為に対する法定刑の上限が低く、けん銃等の発射を防止する上で十分に抑止力があるものとは言い難い。

そこで、けん銃を発射するには、けん銃だけでは足りず、それに適合するけん銃実包が必要であることに着目し、けん銃の発射による危害予防の観点から、けん銃実包の規制を新設し、重罰に処することとした。

(2) 内容

ア けん銃実包を不法に所持した者については、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとした（法第3条の3及び第31条の8）。

イ けん銃実包の密輸入をした者については、7年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処し、営利目的で密輸入をした者については、10年以下の懲役又は10年以下の懲役及び300万円以下の罰金に処することとした（法第3条の6並びに第31条の7第1項及び第2項）。

なお、未遂罪も罰することとした（法第31条の7第3項）。

ウ けん銃実包の譲渡し又は譲受けをした者については、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、営利目的で譲渡し又は譲受けをした者については、7年以下の懲役又は7年以下の懲役及び200万円以下の罰金に処することとした（法第3条の9、第3条の12並びに第31条の9第1項及び第2項）。

なお、未遂罪も罰することとした（法第31条の9第3項）。

エ けん銃実包の譲渡しと譲受けの周旋をした者については、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとした（法第31条の18第1号）。

(3) 「けん銃実包」の意義

実包とは、薬きょうに銃用雷管、発射薬及び金属性弾丸を装てんしたものをいい、猟銃、けん銃、小銃、機関銃等の発射の用に供されるものをいう。

「けん銃実包」とは、実包のうちけん銃に使用することができるものとして総理府令で定めるもの（総理府令については、別途通達する。）をいう（法第3条の3）。

なお、密造された実包や現存する真正けん銃に適合しない実包も、総理府令の要件に該当する限り、規制の対象となる。また、一部に、けん銃にもライフル銃にも使用することができる実包が存在するが、そのような実包であっても、上記要件に該当する限り規制の対象となる（ただし、銃砲の適法所持者が当該銃砲に適合するものとして所持する場合には規制の対象から除外している。）。

(4) 所持等の禁止の除外事由

各禁止の除外事由の考え方は、基本的には次の2つである。

ア 銃砲を適法に所持等する者が当該銃砲に適合するけん銃実包を所持等する場合

この場合は、危害予防上の観点から特に規制の必要がないことから適用除外としたものであり、例えば猟銃を適法に所持する者が、その猟銃に適合し、けん銃にも使える実包を所持している場合に規制にかかることがないようにするため、こうした者については適用除外とすることとした。

なお、けん銃実包の所持が火取法上適法であるか違法であるかにかかわらずに留意すること。

イ 従来から火取法上所持等が適法とされる場合（実包販売業者、実包製造業者等）

この場合は、一定の社会的有用性・必要性を有する一方で、現在、災害防止の観点からの規制が十分行われており、その結果、危害予防の観点からも規制する必要性がないことから、こうした者については適用除外とすることとした。

(5) 火取法の各罪との関係

火取法は、火薬類による災害を防止する観点から、その製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いに関する規制を行っているが、今回、法において行う規制は、これとは異なり、けん銃による危害を予防する観点から行うものである。

このように、両法の趣旨、目的が異なることから、一つの行為により両法に違反したときは、両罪は観念的競合の関係に立つと考えられる。

(6) 加重所持罪との関係

加重所持罪（法第31条の3第2項）は、けん銃所持態様のうち、より危険性の高まる適合実包等と共にする携帯等を加重類型として取り出したものであり、基本的性格はけん銃所持罪である。

一方、けん銃実包に関する規制は、加重所持罪と同じく当該けん銃実包を不法に所持する者が行うけん銃発射による危害予防の趣旨から規定されるものではあるが、この点に加え、けん銃実包が転々流通して悪用される危険性までとらえて規制するものである。

このように、両法は規定趣旨、目的が異なることから、一つの行為により両法に違反したときは、両罪は観念的競合の関係に立つと考えられる。

3 けん銃実包を提出して自首した者に係る刑の減免（法第31条の10関係）

(1) 趣旨

本規定は、火取法と比較し相当程度重いけん銃実包所持罪等の罰則とあいまって、けん銃実包の提出を促して回収を図り、当該けん銃実包が不法なけん銃発射に使用されることを極力防止しようという政策的な配慮に基づくものであって、けん銃等に係る提出自首減免規定（法第31条の5）と同様の性格を有する。

(2) 「自首」の意義

基本的には刑法第42条の自首と同じであるが、本条においては、捜査機関に発覚する前であることは要件としていない。

これは、けん銃実包の提出・自首を促すことによってけん銃の発射を防止するという政策上の必要性は、捜査機関に発覚した後でも変わりがないことを考慮したものである。

どのような場合に自首に当たり減免の対象となるかは、個々具体的な事案ごとに判断せざるを得ないが、自首に当たるかどうか微妙な事案については、検察庁と緊密な連絡をとりながら捜査を進め、事件処理上遺憾のないようにされたい。

(3) 「提出した」の意義

「提出した」といえるためには、けん銃実包の事実上の支配関係を捜査機関に移転したことが必要である。

(4) 減免の対象となる罪

ア 本条により減免されるのは、けん銃実包に係る所持罪及び譲受け罪に限られる。輸入罪や製造罪について自首した場合については、本条の対象とされておらず、従来どおり、刑法第42条の規定による任意的減軽の対象となるにすぎない。

イ 本条によりけん銃実包に係る法に規定する所持罪及び譲受け罪は必要的減免の対象となるが、火取法の実包所持罪等については本条の適用はなく、刑法第42条の規定による任意的減軽の対象となるにすぎないことに留意されたい。

第2 けん銃等の密輸入に関する罰則の強化等

1 罰則の強化（法第31条の2第2項、第31条の4第2項、第31条の11第1項第2号並びに第31条の16第1項第2号及び第3号関係）

(1) けん銃等の密輸入等に関する罰則の強化（第31条の2第2項及び第31条の4第2項）

ア 趣旨

平成4年以降、暴力団以外の者へのけん銃等の拡散傾向が続いている。そこで、その一つの要因と考えられるけん銃等の営利目的事犯の重罰化を図り、刑罰の感銘力によりけん銃等の流通を抑止することとした。

イ 内容

けん銃等の営利目的輸入罪の法定刑の併科罰金の上限を500万円から1000万円に引き上げた。また、けん銃等の営利目的譲渡し罪及び譲受け罪の併科罰金の上限を200万円から500万円に引き上げることとした。

(2) けん銃部品に関する罰則の強化（第31条の11第1項第2号並びに第31条の16第1項第2号及び第3号関係）

ア 趣旨

平成5年以降のけん銃部品所持の増加にかんがみ、けん銃部品所持を抑止するため、けん銃部品所持罪の罰則を引き上げるとともに、けん銃部品輸入罪、けん銃部品譲渡し罪、けん銃部品譲受け罪等及びその周旋罪の罰則を引き上げることとした。

また、けん銃部品譲渡し等の未遂罪処罰規定がないため、けん銃部品譲渡し等罪、譲受け等罪の既遂罪では処罰できない事例が生じていることから、今回未遂罪を設け、これを可罰化することとした。

イ 内容

けん銃部品について輸入罪の法定刑を3年以下の懲役又は50万円以下の罰金から5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、所持罪の法定刑を2年以下の懲役又は30万円以下の罰金から3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に、譲渡し罪及び譲受け罪の法定刑を2年以下の懲役又は30万円以下の罰金から3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に、譲受け等の周旋罪の法定刑を6月以下の懲役又は20万円以下の罰金から1年以下の懲役又は30万円以下の罰金にそれぞれ引き上げることとした。

2 けん銃等の輸入予備等をした者が自首した場合における刑の減免（法第31条の12及び第31条の13関係）

(1) 輸入予備罪の必要的減免措置（法第31条の12関係）

ア 趣旨

わが国で不法に所持されているけん銃等のほとんどは、海外から密輸入されたものであり、けん銃密輸対策がけん銃取締り対策の中で極めて重要な課題となっている。

そこで、予備段階の行為にある者に対し、自首による必要的減免を認め、自首を奨励し、輸入の実行行為の着手を思いとどまらせることにより、けん銃等の輸入を未然に防止するとともに、密輸入に関する情報を入手し、密輸入罪の検挙ひいては密輸組織の壊滅を期することとした。

イ 「実行に着手する前に」の意義

「実行に着手する前に」との時間的限定は、輸入予備罪を犯した者又はその共犯者が輸入の実行に着手すれば、自首減免規定の適用の余地がなくなることを確認的に明らかにするとともに、輸入予備罪を犯した者が輸入予備の段階で共犯関係から離脱した場合、当該離脱者は、他の共犯であった者が輸入の実行に着手する前に自首しなければ自首減免規定の適用の余地がないことを明らかにしたものである。

ウ 刑法第42条第1項の「捜査機関に発覚する前に」との関係

刑法第42条第1項の自首では、「捜査機関に発覚する前に」との要件が必要とされるが、本条の自首においては、実行行為の着手を思いとどまらせるとの本条の趣旨から、「捜査機関に発覚する前に」との要件は不要とされている。

(2) 輸入資金等提供罪の必要的減免措置（法第31条の13）

ア 趣旨

今回改正では、密輸の未然防止のため、輸入予備罪について自首による必要的減免規定が設けられたが、輸入資金等提供罪についても、密輸事犯を助長する行為をした者から、密輸入の実行の着手前にそれに関する情報を入手し、この種事犯を未然に防止するとともに、密輸入罪

の検挙については密輸組織の壊滅を期するため、政策的配慮から自首による必要的減免規定を創設することとした。

イ 「当該資金等に係る同条第1項又は第2項の罪が実行に着手される前に」の意義

「当該資金等に係る同条第1項又は第2項の罪が実行に着手される前に」との時間的限定は、資金等提供を受けた者が輸入の実行に着手すれば、自首減免規定の適用の余地がなくなることを確認的に明らかにするとともに、資金等提供した者が資金等提供を受けた者等が輸入の実行に着手する前に幫助関係から離脱した場合、当該離脱者は、資金等提供を受けた者が輸入の実行に着手する前に自首しなければ自首減免規定の適用の余地がないことを明らかにしたものである。

なお、「当該資金等に係る」とは、資金等提供行為と輸入罪の実行の着手との間に因果関係を要することを明らかにしたものである。

ウ 刑法第42条第1項の「捜査機関に発覚する前に」との関係

刑法第42条第1項の自首では、「捜査機関に発覚する前に」との要件が必要とされるが、本条の自首においても、輸入予備罪の自首による必要的減免規定と同様、「捜査機関に発覚する前に」との要件は不要とされている。

3 国外犯規定の整備（法第31条の14関係）

これまで、輸入資金等提供罪については、国外犯処罰規定（刑法第2条）の適用がなく、輸入予備罪に国外犯処罰規定の適用があることから、輸入予備罪の幫助犯として正犯の罪を減輕した範囲で処罰することとしてきたところ、輸入資金等提供罪は、我が国の治安に重大な影響を及ぼすけん銃輸入を助長する行為であること、輸入資金等提供罪はその犯罪構成事実の全部が国外で行われる可能性があること、今回の改正で新たに設けられた同罪の自首減免規定とあいまってけん銃の密輸入事犯の情報を国外から入手することができるなど犯罪防止にも資すると考えられることから、その国外犯についても輸入資金等提供罪を適用することとして、これらの行為を抑止することとした。

4 けん銃等として物品を輸入した者等に対する罰則の新設（法第31条の17関係）

(1) 趣旨

本条の罪は、クリーン・コントロールド・デリバリー（通関等の際にけん銃等を抜き取り又は別の物品に差し替えて行う監視付移転をいう。以下同じ。）の実効を挙げるために設けられた規定である。同時に、行為そのものに着目すると、客観的にけん銃等の輸入等がなされていると認識される状況下で行われる行為であって、けん銃等の拡散を助長する危険性のある行為であり、また、クリーン・コントロールド・デリバリーを実施した場合には、捜査機関等が抜き取らなければ確実にけん銃等を我が国に持ち込み不正取引することとなった行動であって、本罪は、このような行為の危険性に着目して設けられたものである。

(2) 内容

ア けん銃等に係る罪

(ア) 輸入

けん銃等として交付を受けた物品又は取得した物品を輸入した場合に3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした（第1項）。

(イ) 所持、譲渡し等

けん銃等として交付を受け又は取得した物品を所持した場合、物品をけん銃等として譲り渡し若しくは貸し付け、又は譲り受け若しくは借り受けた場合に、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとした（第2項第1号及び第2号）。

イ けん銃部品に係る罪

(ア) 輸入

けん銃部品として交付を受けた物品又は取得した物品を輸入した場合に、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとした（第3項第3号）。

(イ) 所持、譲渡し等

けん銃部品として交付を受けた物品又は取得した物品を所持した場合、及びけん銃部品として譲り渡し若しくは貸し付け又は譲り受け若しくは借り受けた場合、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処することとした（第4項第1号及び第2号）。

ウ けん銃実包に係る罪

(ア) 輸入

けん銃実包として交付を受けた物品又は取得した物品を輸入した場合に、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとした（第2項第3号）。

(イ) 所持、譲渡し等

けん銃実包として交付を受けた物品又は取得した物品を所持した場合、及び物品をけん銃実包として譲り渡し又は譲り受けた場合に、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとした（第3項第1号及び第2号）。

(3) 「犯す意思をもって」の意義

「法上のけん銃等の輸入罪等を犯す意思をもって」ということであり、これらの罪について故意が認められる場合をいう。

(4) 「けん銃等として」交付を受ける、取得する、譲り渡す、譲り受ける」の意義

けん銃等以外の物品の輸入又は所持の各行為に及んだ行為者が、当該物品の交付を受け、又は当該物品を取得し、又は譲り渡し若しくは譲り受けるときに当該物品をけん銃等であると認識していることをいう。

また、当該行為の客体となる「物品」には、クリーン・コントロールド・デリバリーを実施する際に捜査機関がけん銃等を抜き取った後の容器等のほか、捜査機関が抜き取ったけん銃等の代わりに入れておいた物等が該当する。

(5) 「交付」「取得」の意義

「交付」とは、所持の移転をいい、交付を受ける場合としては、共犯者間での一時貸し等が考えられる。

「取得」とは、処分権を付与して所持を開始することをいい、取得する場合としては、購入等が考えられる。

(6) 「物品」の差し替え

けん銃等を捜索令状等によって抜き取った後、犯人にその事実を気付かれることなく、クリーン・コントロールド・デリバリーを実施するため必要がある場合は、けん銃等が入っていた貨物の中に、抜き取ったけん銃等の同様の形状ないし重量の無害な物品に差し替えることとする。

なお、このような「物品」の差し替えは、一般的に捜査の一環として実施することが可能である。

第3 警察官等によるけん銃等の譲受け等に関する規定の新設（法第2.7条の3関係）

1 趣旨

けん銃を取り巻く厳しい情勢に的確に対応するとともに、確実な証拠を得て、密売組織を解明し、壊滅していくためには、警察官が密売人等に接触し、けん銃等を譲り受けることが要請されているが、けん銃等の譲受け等については法第3条の10等の規定により一般的に禁止されていることから、たとえそれが犯罪捜査を目的としたものであっても、他人からけん銃等を譲り受ければ、個別事案において刑法第35条により違法性が阻却される場合があるものの、原則的にはけん銃等の譲受け罪等に該当するものであることは否定し得ない。

そこで、警察官がけん銃等、けん銃部品又はけん銃実包に関する犯罪の捜査（以下「けん銃等犯罪捜査」という。）を行うに当たり、これらのものを譲受け等する必要がある場合に、あらかじめ都道府県公安委員会（方面公安委員会を含む。以下「公安委員会」という。）の許可を受けることにより、事後刑事責任に問われることがあるという懸念をなくすことにより、安んじてこの種の犯罪捜査に従事させるため、この規定を置くこととしたものである。

2 公安委員会の許可

本許可は、警察官等がけん銃等犯罪捜査に当たり必要と認めて申請した場合に、公安委員会が法上の銃器の所持、使用等に関する規制等を所管する行政庁としての立場から、当該譲受けが捜査に当たり行われるものであるかどうか、譲受けを認めても危害予防上支障がないかどうか（けん銃実包にあっては、加えて災害防止上支障がないかどうか）を審査して、支障がないと判断したときに、けん銃等の譲受け等の禁止を解除するものである。

このように、この規定は、けん銃等の譲受け等の一般的禁止を解除する手続に関するものであり、「おとり捜査」に関連する規定ではあるが、その根拠規定ではない。

なお、「おとり捜査」とは、一般には、捜査員等が身分を秘して被疑者に接触し、犯罪行為の相手方となる等して検挙する捜査手法であり、刑事訴訟法その他の関係法規に照らして適法とされる範囲においてこれを行いうるものと考えられている。

3 「所属官署」の意義

警察官の場合は許可を申請する警察官が所属する警察本部又は警察署のことをいい、海上保安官の場合は許可を申請する海上保安官が所属する海上保安（監）部、海上警備救難部又は海上保安署のことをいう。

4 公安委員会の許可の事務処理要領

公安委員会が本許可を行うに当たっての事務処理の要領については、別途通達する。

第4 その他

1 趣旨規定の改正（法第1条関係）

従来、発射等に関する規制については「所持に関する」規制で読み込んでいたが、今回の改正により新たに総則に発射の禁止を盛り込んだことから、よりその規制の趣旨が明確になるようにするため、「所持、使用等に関する」と改正することとした。

2 けん銃実包の保管義務の新設（法第10条の5関係）

けん銃実包の所持等に関する規制の新設に伴い、法第4条第1項第4号の規定に基づきけん銃を所持する者が当該けん銃に適合するけん銃実包を所持する場合に、当該者は、けん銃、けん銃部品と同様に、一定の例外の場合を除き、けん銃実包を警察署長、日本体育協会又は国若しくは都道府県が設置するけん銃に係る指定射撃場の管理者に保管を委託しなければならないこととした。

第5 経過措置（附則第2項及び第3項関係）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行により新設される罰則（法第31条、第31条の7、第31条の8、第31条の9、第31条の16第2項、第31条の17及び第31条の18第1号）については、改正法の施行後にした行為についてのみ適用されることとなり、改正法の施行前にした行為については、改正前の銃砲刀剣類所持等取締法の罰則が適用されることとなる。

ただし、けん銃等の密輸入の防止の一環として新設された法第31条の12ただし書（輸入予備自首減免）及び第31条の13ただし書（輸入資金提供自首減免）の規定に限り、その自首の促進を図るため、改正法の施行前に自首した者及び施行前にした行為について改正法の施行後に自首した者についても適用されることとなる。

罰則等の改正点

1 けん銃等関係

	現 行 法	改 正 法 (変 更 部 分)
けん銃等の発射(※)	×	無期又は3年以上有期
けん銃等の輸入	3年以上有期	→
同営利目的	無期又は5年以上有期 500万円以下併科	無期又は5年以上有期 1,000万円以下併科
けん銃等の所持	1年以上10年以下	→
加重所持	3年以上有期	→
けん銃等の譲渡し等	1年以上10年以下	→
同営利目的	3年以上有期、200万円以下併科	3年以上有期、500万円以下併科
けん銃等の輸入予備	5年以下又は100万円以下	→
輸入資金提供等	5年以下又は100万円以下	→
けん銃等の譲渡し等の周旋	3年以下	→

※ 不特定又は多数の者の用に供される場所等でけん銃等を発射した者を処罰するもの。

その他、けん銃等の輸入予備及び輸入資金提供等の自首減免規定、並びに輸入資金等提供の国外犯処罰規定を設けた。

2 けん銃部品関係

	現 行 法	改 正 法 (変 更 部 分)
けん銃部品の輸入	3年以下又は50万円以下	5年以下又は100万円以下
けん銃部品の所持	2年以下又は30万円以下	3年以下又は50万円以下
けん銃部品の譲渡し等	2年以下又は30万円以下	3年以下又は50万円以下 (未遂罪を新設)
けん銃部品の譲渡し等の周旋	6月以下又は20万円以下	1年以下又は30万円以下

3 けん銃実包関係

	現 行 法	改 正 法 (変 更 部 分)
けん銃実包の輸入	×	7年以下又は200万円以下
同営利目的	×	10年以下、300万円以下併科
けん銃実包の所持	×	5年以下又は100万円以下
けん銃実包の譲渡し、譲受け	×	5年以下又は100万円以下
同営利目的	×	7年以下、200万円以下併科
けん銃実包の譲渡し、譲受けの周旋	×	2年以下又は30万円以下

その他、けん銃実包の所持等に係る罪の刑の自首減免規定を設けた。

4 クリーン・コントロールド・デリバリー関係

		現 行 法	改 正 法 (変 更 部 分)
けん銃等	輸入	×	3年以下又は50万円以下
	所持	×	2年以下又は30万円以下
	譲渡し等	×	2年以下又は30万円以下
けん銃 部 品	輸入	×	1年以下又は30万円以下
	所持	×	6月以下又は20万円以下
	譲渡し等	×	6月以下又は20万円以下
けん銃 実 包	輸入	×	2年以下又は30万円以下
	所持	×	1年以下又は30万円以下
	譲し・譲け	×	1年以下又は30万円以下

けん銃等として物品を輸入した者等を処罰するもの。

